解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年十一月二十六日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

沖縄県那覇市泉崎一丁目一四番一二号

社団法人沖縄ユニオンツーリスト

代表清算人　川上　満

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十一月六日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

北海道虻田郡洞爺湖町栄町五八番地

洞爺湖町土地開発公社

清算人　八木橋　隆

解散公告（第三回）

当法人は、平成十八年七月四日開催の定時社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成十九年三月七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

札幌市中央区南二三条西一四丁目一番一三号

医療法人貞仁会

清算人　太田　卿

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

仙台市青葉区支倉町二番四八号

財団法人宮城県建設業育英基金

代表清算人　西村　博英

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

秋田県大館市川口字稲荷堂岱一五番地一

社団法人大館市芸術文化連盟

代表清算人　虻川　久崇

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

群馬県伊勢崎市三光町二〇番地七

財団法人伊勢崎和洋裁縫女学校

代表清算人　五代　博視

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

千葉県いすみ市苅谷六五一番地一

財団法人大社教上総大教会維持財団

代表清算人　引田相三子

代表清算人　石﨑　銕郎

解散公告（第三回）

当法人は存続期間の満了により平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

東京都新宿区大久保一丁目三番二一号新宿ＴＸビル五階

財団法人東京ケーブルビジョン

代表清算人　山口　睿樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十九日社員総会の決議により解散したので、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

静岡市清水区小河内五二九番地

坂本報徳社（社団法人）

代表清算人　松永　勇

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

静岡県榛原郡吉田町片岡七四三番地の一

財団法人養鰻振興基金のぼり会

清算人　田中　康則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月七日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

三重県度会郡玉城町岩出一二三三番地

清算法人岩出土地改良区

代表清算人　西堀　政利

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

大阪市此花区高見三丁目二番一六号

財団法人高見公民館

代表清算人　進藤　茂

解散公告（第三回）

当基金は平成二十五年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

平成二十五年十二月二十六日

大阪市中央区島之内一丁目一三番三一号

日本建築金物工業厚生年金基金

清算人　藤岡　秀一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

兵庫県尼崎市久々知一丁目四番三八号

財団法人近松記念館

代表清算人　安田　征伍

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

兵庫県姫路市書写一七七二番地の一

財団法人平井育英会

代表清算人　秋田　剛

解散公告（第三回）

当財団は、存続期間の満了により平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

山口県岩国市周東町獺越二一六七番地

財団法人川越村有隣会

清算人　吉永　一夫